

平成27年第3回国立大学法人旭川医科大学経営協議会議事要旨

1. 日 時 : 平成27年6月23日(火) 13:00～
2. 場 所 : 第二会議室
3. 出席者 : 吉田 晃敏学長, 松野 丈夫理事, 藤尾 均理事, 高井 章副学長,
高橋 剛委員, 宮間 利一委員,
4. 欠席者 : 表 憲章委員, 宮本 光明委員, 松田 忠男委員
5. 陪席者 : 宮森 雅司監事, 高野 一夫監事, 太田 貢学長政策推進室長,
久保事務局長, 萩総務部長, 千葉病院事務部長, 小出教務部長, 大関監査室長,
三浦総務課長, 滝本企画広報評価課長, 綿矢会計課長, 藤井施設課長,
西田学生支援課長,

議事に先立ち、学長から、平成27年第2回(平成27年5月27日開催)経営協議会の議事要旨が諮られ、これが了承された。

議 題

(議事の進行上、議題1, 2に先立って、議題3, 4, 5, 6について、学長から発議があった。)

1. 平成26事業年度に係る業務の実績に関する報告書(案)について

本件について、学長から発議の後、滝本企画広報評価課長から資料1に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、学長から次のとおり付言があった。

- ① 本報告書については、6月24日開催の教育研究評議会及び役員会で審議の上、6月30日までに国立大学法人評価委員会へ提出すること。
- ② 国立大学法人評価委員会によるヒアリングが、7月31日に実施されること。
- ③ 評価結果は、平成27年10月中旬に、通知・公表される予定であること。

2. 「第3期中期目標・中期計画(素案)」の策定について

本件について、学長から発議の後、滝本企画広報評価課長から資料2に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、学長から次のとおり付言があった。

- ① 本報告書については、6月24日開催の教育研究評議会及び役員会で審議の上、6月30日までに文部科学省へ提出すること。
- ② 審議内容により、修正等の必要が生じた場合は、学長に一任願いたいこと。
- ③ 提出後は、文部科学省と本学との間で調整の後、平成28年3月に、文部科学省から中期目標の提示及び中期計画の認可がなされること。

3. 平成26事業年度決算について

本件について、学長から発議があり、事前に、高野会計監事及び法定監査人である新日本有限責任監査法人にも監査していただいている旨の説明があった。

次いで、綿矢会計課長から、資料3に基づき、①損益計算書②貸借対照表③キャッシュ・フロー計算書④附属病院業務損益計算⑤財務指標について説明があった後、審議の結果、原案のとおり了承された。

4. 平成28年度概算要求について

本件について、学長から発議があり、次いで、綿矢会計課長及び藤井施設課長から資料4-1～2に基づき、次のとおり説明があった。

- ① 基盤的設備等整備分については、教育設備1件、研究設備7件、医療機械設備9件、医療機械設備（長期借入金対象）17件を要求候補としていること。
- ② 施設整備事業の一般事業では、2年計画のⅠ期目として教育研究推進センターの増築を1件、2年計画のⅡ期目として改修を1件要求すること。また、昨年度に引き続き体育館天井耐震改修を1件要求すること。また、基幹・環境設備（共同溝配管）の更新を1件要望すること。
- ③ 営繕事業関係では、病院玄関棟天井耐震改修を予定していること。

次いで、久保事務局長から、参考資料に基づき、「平成28年度における国立大学法人運営費交付金の重点支援」について、説明があった。

その後、審議の結果、原案のとおり了承された。

また、大学全体の要求順位や要求事項については、学長に一任する旨付言があった。

5. 職員の給与の臨時特例に関する規程等の制定について

本件について、学長から発議の後、三浦総務課長から資料5-1～7に基づき、説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、学長から次のとおり付言があった。

- ① この特例減額を行うと、役員を含めて、2年間で、約9億1千万円の削減が見込まれること。
- ② 6月24日開催の役員会で審議すること。

6. 旭川医科大学大学院学生に対する奨学金支給に関する要項の一部改正について

本件について、学長から発議の後、西田学生支援課長から資料6-1～4に基づき、説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、学長から、本件については、6月24日開催の教育研究評議会及び役員会で審議する旨付言があった。

報告事項

1. 学長報告

学長から、次のとおり報告があった。

(1) 業務方法書の変更の認可について

3月23日開催の経営協議会において、業務方法書の変更について審議し、業務方法書の変更の認可申請を行った結果、文部科学大臣から資料7-1のとおり、申

請どおりの内容で認可の通知があったこと。

変更後の業務方法書は、資料7-2のとおりであること。

変更後の業務方法書については、本学のホームページにおいて、公表していること。

(2) 平成27年度の会計監査人の選任について

資料8のとおり、文部科学大臣から、有限責任あずさ監査法人を選任した旨の通知があったこと。

(3) 診療従事等教員特別手当の支給割合について

「診療従事等教員特別手当」及び「診療特別手当」は、「本学の財政事情を考慮の上、支給の都度、学長が定める」こととなっており、研修医は、これまでどおり100%とし、教員及び医員については支給しないこととすること。

(4) 平成26年度寄附金（5%拠出活用分）の決算報告について

本学の教育研究及び診療の活性化を図るために寄附金から拠出されている5%分についての、平成26年度の決算及び平成27年度の事業計画は、資料9のとおりであること。

次いで、綿矢会計課長から資料9に基づき、説明があった。

(5) 平成27年度 予算執行状況（4月分）について

綿矢会計課長から、資料10に基づき、平成27年度4月分予算執行額について説明があった。

(6) 短期借入れについて

綿矢会計課長から、短期借入れについて、次のとおり説明があった。

今年度、短期借入れを、6月、9月上旬、9月下旬、12月の年4回行う予定だったが、6月の短期借入れは回避できたこと。

引き続き、今後も、資金繰りの状況を慎重に見ていく必要があること。

(7) 寄附金、受託研究、共同研究の受入れについて

平成27年3月～5月分の寄附金受入状況については、資料12のとおりであること。

また、平成26年度に受入れを決定した受託研究及び共同研究については、資料13-1～2のとおりであり、平成27年度5月末までに受入れを決定した受託研究及び共同研究については、資料13-3～4のとおりであること。

2. その他

- ・学長から、経営協議会における委員の任期は2年であり、平成27年6月30日までとなっていること。次期の委員は、学長が氏名及び任命し、次回経営協議会は、

別途連絡する旨の報告があった。

以上